

平成31年2月5日

東京都障害者総合スポーツセンター建物等総合管理業務委託契約実施要項

この要項は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が東京都障害者総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の建物等総合管理業務委託契約に係る入札手続き等を定めるものとする。

第1 委託業務

(1) 委託業務内容

平成31年4月1日～平成32年(2020年)3月31日

- (1) 清掃業務
- (2) 宿泊施設整備管理業務
- (3) 害虫駆除業務
- (4) 警備業務
- (5) 施設設備・機械運転保守管理業務

第2 委託業務の内容

委託業務の内容は、下記の仕様書によるものとする
総括仕様書

- (1) 清掃業務
清掃業務仕様書
植栽管理業務仕様書
- (2) 宿泊施設整備管理業務仕様書
- (3) 害虫駆除業務仕様書
- (4) 警備業務仕様書
- (5) 施設設備・機械運転保守管業務仕様書

第3 契約者の決定方法

協会の財務会計規定第62条に基づく一般競争入札に付するものとする。

第4 契約期間

平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

第5 入札に参加する者の資格要件

入札に参加する者の資格は、入札日において次に掲げる1に該当し、かつ2並びに3の条件を満たしている者。

- 1 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録されており、同名簿の下記営業種目及び取扱品目において A ランクに登録されていること。

<営業種目及び取扱品目>

- ① 103 建物清掃
- ② 104 電気・暖冷房等設備保守
- ③ 105 警備

- 2 次の欠格事由に該当しない者であること

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条に規定する処分を受けている団体。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団関係者。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するもの。
- (4) (1)、(2) 又は (3) の団体から委託を受けた者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

第6 入札手続等

1 公告の方法

- ① 東京都障害者総合スポーツセンターのホームページへの掲載
- ② 東京都障害者総合スポーツセンター掲示板への掲出

2 公告の内容

東京都障害者総合スポーツセンター建物等総合管理業務委託に係る「入札公告」（平成31年1月28日付都ス協第9号）による。

3 公告の期間

公告期間は10日間（休日等を含む）とする。

4 入札申込手続等

(1) 入札申込

入札に参加希望する者は、下記の申込期日までに「入札申込書」（様式1）をスポーツセンターへ提出すること。なお、入札申込及び入札の実施を代理人により行う場合は、代表者からの委任状を提出すること。

(2) 提出書類及び提出期限

- ① 入札申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式任意） 1部
- ③ 商業登記簿謄本 1部

<書類の提出期限>

- ① の書類は、公告期間（平成31年2月5日（火）～2月15日（金））午後5時までとする。
- ②～③の書類は、平成31年2月15日（金）午後5時までとする。

(3) 仕様書の配布

入札申込書を提出した者に対して「東京都障害者総合スポーツセンター建物等総合管理業務委託仕様書（1）～（6）」を配布する。

第7 入札の実施

1 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年2月22日（金）午前9時30分
- (2) 場 所 東京都障害者総合スポーツセンター 2階会議室
住所：〒114-0033
東京都北区十条台1-2-2
電話：03（3907）5631

2 入札の方法

入札への参加を希望する者は、入札の広告に指定された日時、場所において、協会が指定した「入札書」を入札箱に投入しなければならない。

3 入札金額

第1の（1）から（5）の受託業務に係る1年間の総価金額とする。

4 予定価格の作成

協会は、一般競争入札により契約を締結するときは、その競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書等によって予定し、予定価格を記載した書面（別記1号様式）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

5 公平な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正な取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

- (4) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加価格を聞き出す行為をしてはならない。

6 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、協会又はスポーツセンター職員が、入札者の立会のもとに、入札に関係ない職員の立会により行うものとする。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す5(2)の提出書類を提出期限内に提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書

第8 落札者決定方法

単年度の予定価格（総価金額、消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、最低の価格（価格評価方式）をもって有効な入札をした者を落札者とする。

第9 入札回数等の制限

入札執行回数は2回までとし、単年度予定価格（総価金額、消費税及び地方消費税を除く金額）の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価金額における最低価格入札者（再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。）による随意契約とする。この場合の見積り回数は2回を限度とする。

第10 契約書の作成

落札者は、落札日から起算して10日以内に契約書に記名押印し、提出しなければならない。

第11 契約の確定

当該契約は、協会と落札者の双方が記名押印した時に確定するものとする。